

別表 1

番号	傍 受 令 状			通信 手段 の種 類	実 施 期 間				逮捕 人員 数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第 1 号 (回)	第 3 号 (回)	
1	3	3	銃砲刀剣類所持等取締法違反 (同法第31条第1項, 第3条 の13, 第31条の3第2項, 同 第1項前段, 第3条第1項, 刑 法第60条) 【拳銃の発射, 拳銃の加重 所持】	携 帯 電 話	10	278	0	0	0
					10	239	0	0	
					6	96	0	0	
2	2	2	監禁致死(刑法第221条, 第 220条, 第60条)	携 帯 電 話	10	152	22	1	0
					10	85	4	0	
3	5	5	逮捕監禁(刑法第220条, 第 60条)	携 帯 電 話	14	585	6	0	0
					18	158	0	0	
					18	215	0	0	
					18	157	3	0	
					10	208	0	0	
4	1	1	強盗致傷(刑法第240条前段, 第60条)	携 帯 電 話	10	725	4	3	0
5	6	6	窃盗(刑法第235条, 第60条)	携 帯 電 話	11	3	0	0	10
					14	214	19	0	
					14	94	15	0	
					14	260	53	0	
					14	291	39	0	
					14	65	9	0	

番号	傍 受 令 状			通信 手段の 種類	実 施 期 間				逮捕 人員 数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第1号 (回)	第3号 (回)	
6	4	4	窃盗（刑法第235条，第60条）	携 帯 電 話	20	412	31	0	7
					20	483	6	0	
					20	454	3	0	
					20	364	27	0	
7	3	3	窃盗，窃盗未遂（刑法第235条，第243条，第60条）	携 帯 電 話	10	3	0	0	0
					10	379	8	0	
					10	44	0	0	
8	2	2	窃盗（刑法第235条，第60条）	携 帯 電 話	10	378	56	0	7
					10	98	28	0	
9	2	2	詐欺（刑法第246条第1項，第60条）	携 帯 電 話	10	115	0	12	3
					10	59	0	5	
10	4	4	詐欺（刑法第246条第1項，第60条）	携 帯 電 話	21	461	169	0	14
					26	454	16	0	
					1	0	0	0	
					6	73	37	0	
11	5	5	恐喝，恐喝未遂（刑法第249条第1項，第250条，第60条）	携 帯 電 話	10	102	27	0	8
					10	345	14	0	
					10	110	39	0	
					10	24	11	0	
					10	29	18	0	

番号	傍 受 令 状			通信手段の種類	実 施 期 間				逮捕人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名 (罰 条)		(日間)	通話 回数 (回)	第22条第2項		
							第1号 (回)	第3号 (回)	
12	6	6	詐欺, 詐欺未遂 (刑法第246条第1項, 第250条, 第60条)	携帯電話	2	0	0	0	0
					14	115	1	0	
					14	819	109	0	
					12	26	17	0	
					14	217	22	0	
					14	216	10	0	
13	8	8	恐喝 (刑法第249条第1項, 第60条)	携帯電話	15	383	23	0	12
					15	165	8	0	
					15	87	31	0	
					15	251	39	0	
					15	175	9	0	
					11	104	3	0	
					15	187	15	0	
					4	0	0	0	

(注) 「携帯電話」はPHSを含む。

別表 2

(平成 2 8 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	
9	1 (報告済み)	1 (報告済み)	麻薬特例法違反(同法第5条第2号, 第8条第2項, 大麻取締法第24条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【業として行う大麻等の譲渡】	2

(注1) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

(注2) 「新たに逮捕した人員数」とは, 平成 2 8 年中に傍受を実施した事件に関して, 平成 2 9 年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注3) 平成 1 4 年から平成 2 7 年までに傍受を実施した事件に関して, 平成 2 9 年中に新たに逮捕した者はいなかった。